

湘南医療大学における研究不正防止計画

平成 27 年 11 月 18 日 総括管理責任者

湘南医療大学（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。）を踏まえ、「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する規則（以下「規則」という。）」第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり研究不正防止計画を策定する。

事 項		不正の発生する要因等	不正防止に向けた取り組み
管理運営体制の明確化		公的研究費の運用に関する認識が不足しており、その管理運営体制も明確でない。	公的研究費の不正使用等防止に向けた管理運営体制をホームページで公表する。
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		公的研究費の適正な使用のための行動規範及び研究費使用ルール等に関する意識が不足している。	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとってわかりやすいルールを定め、周知するとともに、定期的にルールと運用の乖離がないか、チェックする。
不正使用等の防止に向けた具	物品等検収確認	発注者(研究者)が納品・検収確認を行うことがある場合などでは、研究費のプールなどが発生する温床となる。	① 本学に納入される全ての物品の検収は、事務部で行う。
	物品管理		② 物品検収の事務の流れについては、学内関係者及び納入業者に周知を図る。
			③ 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用がないか、事後抽出により物品確認を行う。
			④ 研究者の発注は認めない。
		換金	換金性の高い物品については適正な管理を行う。

的 項 目	出張事実確認	旅行報告が「学会出席」「資料収集」などの簡便な記載で処理されている。旅費の精算が旅行終了後、長期間行われていない。諸手続きがルーズとなれば、カラ出張が発生する温床となる。	<p>① 出張者が出張報告書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項を義務付ける。</p> <p>(ア) 研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。</p> <p>(イ) 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。</p> <p>② 事務部は、無作為の抽出により出張旅費の二重払いが無いか等出張の事実確認を不定期に実施する。</p> <p>③出張の事実確認は、旅費、宿泊費等すべてに領収書の提出を義務づける。</p>
	謝金事実確認	作業従事者と確認者等の実施確認が確認できない。実施確認が確認できないと、カラ謝金の発生する温床となる。	<p>① 作業従事者は、勤務表（出退勤管理システム）で勤務時間を把握すると共に不定期で研究者等に作業内容を聞き取る。</p> <p>② 事務部は、不定期に作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認をする。</p>
	内部監査の実施	定期的・定例的な監査であれば、監査機能を十分に果たせない可能性がある。	<p>① 監査部門は、不正防止推進委員会と密接な連携を図り、不正使用等を発生させる要因を踏まえた監査計画に基づき、定期及び臨時に内部監査を実施する。</p> <p>②監査部門は、監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。</p>

研究費にかかる相談等の取扱い	公的研究費に係る相談窓口が設置されておらず、研究者と事務職員の間で意思疎通が円滑でない等により、誤った解釈のまま執行管理されるおそれがある。	① 研究費にかかる相談等については、経費の使用及び応募等も含み全般的な相談に関しては事務部で行う、
不正使用等に係る通報等の取扱い	広く学内外から通報（告発）を受け付ける窓口がなく、通報者及び被告発者を保護するなどの体制が整備されていないと不正使用のリスクが増大するおそれがある。	① 不正使用等に係る通報等については、規則に基づき適正に取り扱う。 ② 通報の方法と併せて、通報者及び調査協力者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。
不正防止に関する意識の徹底	公的研究費について、研究者は「自分のもの」、事務職員は「預り金」という意識が強く、公的研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	①湘南医療大学における研究倫理規程に基づき研究者の研究倫理意識の高揚を図るとともに、事務職員等が公的研究費の適正な執行が行えるよう、説明会や研修会等に参加させる。 ② 公的研究費の不正使用等の防止を図るため、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底する。
	研究活動及び研究成果の発表等において行われる不正行為が、研究者の存在意義を否定し、自己破壊に繋がる恐れがあるという研究倫理の意識が希薄である。	①研究者を対象とした研究倫理教育を実施し、研究倫理の意識を徹底する。 ②必要に応じ学生等に対し研究倫理教育を実施する。
不正防止計画の見直し	全学的観点から不正防止に向けた対応策が計画的に実施されていない。また、実施内容のマンネリ化がある。	上記の項目は、公的研究費の不正使用等の防止のため当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。